

調達要求番号:G26-S26-2000482527-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	NPN/OW2 (SK) (J0216)	仕様書番号	SKP-F-00255
名 称	自動車ガソリン1号（無鉛）（バルク）	防衛大臣承認年月日	
		作 成 年 月 日	令和8年1月8日
		改 正 年 月 日	
		沖縄基地隊	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊沖縄基地隊で使用する自動車ガソリン1号（無鉛）（バルク）の調達について規定する。

1.2 種類

種類は、表1による。

表1－種類

種 類	物品番号	納入区分
自動車ガソリン1号（無鉛）（バルク）	9130-380-27609	バルク

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び1.2種類による。

1.4 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

1) 仕様書

DSP K 2204E（自動車ガソリン）

2) 法令等

防衛省所管物品管理取扱規則（防衛庁訓令第115号。平成18年12月28日）

石油製品及び石炭に係る標準受領検査実施要領について（装事需第322号。27.10.1）

石油製品及び石炭に係る受領検査実施基準について（装事需第323号。27.10.1）

b) 関連文書

法令等

消防法（昭和23年法律第186号）

揮発油等の品質の確保に関する法律施行規則（昭和52年5月17日 通商産業省令第24号）

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達4号）

海上自衛隊補給実施要領について（補本企情第89号。8.5.11）別冊

2 製品に関する要求

2.1 規格及び品質

DSP K 2204E (自動車ガソリン) による。

2.2 納入数量及び納入場所等

納入数量及び納入場所等は、調達要領指定書による。

3 受領検査

3.1 受領検査の基準

受領検査の基準は、調達要領指定書による。

3.2 受領検査実施要領

受領検査実施要領は、調達要領指定書による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表2による。

表2－提出書類

番号	提出書類	提出先	部数	提出時期	備考
1	社内試験成績書	受領検査官	3	納入時	様式適宜
2	納品書	受領検査官	4	納入時	様式第38 ^{a)}

注^{a)} 防衛省所管物品管理取扱規則（防衛庁訓令第115号。平成18年12月28日）

4.2 その他必要な事項

4.2.1 一般事項

- a) 契約の相手方は、細部（燃料蛇管の継手等、燃料の品質）について官側及び受領検査官と打ち合わせを行う。
- b) 契約の相手方は、納入に係る必要な手続きとして、燃料の保管、輸送、器材の手配、関係諸手続きを行うこと。
- c) 契約の相手方は、自らが外観・水分・きょう雑物を確認し、水分混入による試料の白濁のないよう、その混入防止についての万全の措置を講じること。
なお、燃料に外観・水分・きょう雑物及び水分混入による試料の白濁が認められた場合、契約の相手方は、速やかに代替え処置を行うこと。

4.2.2 数量の計算方法

受領数量の計算に当たっては、納入場所における見掛数量を標準温度（15℃）における容積に換算し算出した数量を仕様書に定める数量単位に換算し、少数点第4位以下の端数は切り捨てる。

4.2.3 保全等

- a) 契約の相手方は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していない者を配置すること。
- b) この役務に関連して業務上知り得た秘密を、第三者に漏洩してはならない。

4.2.4 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議する。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調達要求番号	G26-S26-2000482527-00
	調達要求年月日	令和 8 年 8 月 5 日
	作 成 部 課	沖縄基地隊
	作 成 年 月 日	令和 8 年 8 月 5 日
品 名	自動車ガソリン 1 号（無鉛）（バルク）	
仕様書番号	SKP-F-00255	

指定事項：本調達は、次による。

2.2 納入数量及び納入場所等

納入数量及び納入場所等は、表 1 のとおりとする。

表 1－納入数量及び納入場所等

納入予定数量（換算）	納入場所	搭載方法
14,000 L I	沖縄基地隊（給油スタンド）	タンクローリー

3 受領検査

3.1 受領検査の基準

受領検査の基準は、契約書及びこの仕様書によるほか、細部については、石油製品及び石炭に係る標準受領検査実施要領（装事需第 3 2 2 号。2 7. 1 0. 1）及び石油製品及び石炭に係る受領検査実施基準（装事需第 3 2 3 号。2 7. 1 0. 1）に準ずる。

3.2 受領検査実施要領

受領検査官は、次の受領検査実施要領に基づき、受領検査を行う。

- a) 品質の確認は、仕様書に定める項目につき社内試験成績書及び外観の審査を行う。
- b) 数量の確認は、納入場所において納品書に基づき計量を行い、その数量を確認すること。
ただし、契約の相手方から数量の確認を含めた品質保証資料の提出があったときは、これを審査して、数量の確認を行うことができる。
なお、数量は密度 [1 5℃] g / c m³における容積換算とする。